

## ○大府市児童手当支給要綱

(趣旨)

第1条 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当の支給については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支払方法)

第2条 児童手当の支払方法は、原則として児童手当の受給者の希望する金融機関の預金口座（受給者の名義のものに限る。）に振り込むことにより行うものとする。

(支払期日)

第3条 児童手当の支払期日は、法第8条第4項本文に規定する支払期月の9日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第2項に規定する銀行の営業所の休日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日）とする。

2 法第8条第4項ただし書による支払期月でない手当の支払は、その都度支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。